

兵庫県被災建築物応急危険度判定協議会 令和元年度判定士認定講習会及び判定訓練(第1回)

実施案内

大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するために行う被災建築物の応急危険度判定を行う応急危険度判定士を養成する講習会を開催します。また、判定活動を迅速かつ的確に実施するため、既に判定士登録をされている方も含め、災害時を想定した訓練を実施し、判定技術の向上を図る目的で判定訓練をあわせて実施します。

1 日時

令和元年11月7日(木) 10:30~16:30 (受付10:00~)
(判定訓練のみ参加の場合 受付時間 13:30~14:00)

2 会場

兵庫県農業共済会館 7階 大会議室
(住所：神戸市中央区下山手通4-15-3)
● JR・阪神「元町駅」(東口)より徒歩約10分
● 神戸市営地下鉄「県庁前駅」より徒歩約5分



会場案内図

3 定員 100名 (先着順)

4 申込方法 [申込〆：(一般) 令和元年10月31日(木)]

「受講申込書」に必要事項を記入の上、FAX (078-362-4455) により兵庫県建築指導課宛て提出してください。

5 講習内容

時間	内容	講師等	
10:00～10:30	受付		
10:30～10:35	挨拶	建築指導課長	
新規認定講習会	10:35～11:10	被災建築物応急危険度判定の判定基準	建築指導課
	11:10～12:00		
	12:00～13:00	昼休憩（認定希望者は申請用紙に必要事項記入の上、提出。）	
	13:00～14:00	鉄骨造、鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の応急危険度調査判定マニュアル	建築指導課
判定訓練	14:00～14:30	訓練概要説明	[進行] 判定士代表 [補助] 建築指導課
	14:30～15:30	判定実施	
	15:30～16:20	判定結果発表	
16:20～16:30	講評	判定士代表	

6 参加対象者

- (1) 兵庫県被災建築物応急危険度判定士
- (2) 新規認定希望者

兵庫県内に在住又は在勤し、下記の「ア」又は「イ」に該当する者

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する1級建築士、2級建築士又は木造建築士

イ その他知事が認める者（兵庫県及び県内各市町の建築防災関係職員等）

（認定講習会受講者のうち、認定資格があると認めた場合、認定証を交付します。また、兵庫県被災建築物応急危険度判定士台帳に登録するとともに登録証を交付します。）

7 持ち物

【共通】（受付番号記入済みの）受講申込書、筆記用具、

被災建築物応急危険度判定マニュアル^{※1}（又は、同マニュアル購入費2,000円）

- (1) 新規認定希望者
 - ・兵庫県被災建築物応急危険度判定士認定申請書(様式第3号)^{※2}
 - ・顔写真1枚(サイズ：縦4cm×横3cm)(申請書に貼付してください。)
 - ・建築士免許証の写し
- (2) その他の参加者
共通分の持ち物のみ

※1 被災建築物応急危険度判定マニュアル

1998年1月17日（第1版発行）

1998年6月1日（第1版3刷発行）

編集：被災建築物応急危険度判定研究会 座長 村上 雅也

発行者：一般財団法人日本建築防災協会

※2 認定申請書は、兵庫県ホームページでダウンロードできます。

URL：https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks29/wd30_000000011.html



8 受講料 無料^{※3}

※3 ただし、テキスト(被災建築物応急危険度判定マニュアル)をお持ちでない方は、別途、テキスト購入費(2,000円)が必要です。会場で購入することができますので受講申込書のテキスト購入欄で「する」に丸印を入れ、当日現金をご持参ください。

9 主催及び協力団体

主 催：兵庫県

協力団体：(公財) 兵庫県住宅建築総合センター

10 受講申込・問い合わせ先

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL:078-362-4340 FAX:078-362-4455